

出納員に対する委任事項（昭和 61 年岩手県告示第 323 号）の一部を次のように改正し、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

平成 18 年 5 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
<p>15 [略]</p>	<p>15 [略]</p> <p>16 <u>14 に掲げるもののほか、警察本部警務部会計課の出納員に対する委任事項</u></p> <p><u>(1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 14 項の規定に基づき徴収した放置違反金及びこれに附帯する歳入金（以下 16 において「徴収金」という。）の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 徴収金に係る歳入歳出外現金等の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 徴収金及び徴収金に係る歳入歳出外現金等の記録管理を行うこと。</u></p>
<p>16 [略]</p>	<p>17 [略]</p>
<p>17 [略]</p>	<p>18 [略]</p>
<p>18 [略]</p>	<p>19 [略]</p>
<p>19 [略]</p>	<p>20 [略]</p>
<p>20 環境生活部資源循環推進課及び産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 19 条の 8 第 2 項の規定に基づき知事が講じた支障の除去等の措置に要した費用及びこれに附帯する歳入金（以下 20 において「徴収金」という。）の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>21 環境生活部資源循環推進課及び産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 19 条の 8 第 2 項の規定に基づき知事が講じた支障の除去等の措置に要した費用及びこれに附帯する歳入金（以下 21 において「徴収金」という。）の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
<p>21 [略]</p>	<p>22 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	